



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 11 月 17 日（月曜日） 第 664 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課） 1	頁
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（ “ ） 1	
○指定居宅サービス事業の廃止……………（ “ ） 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止……………（ “ ） 2	
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 2	

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている 区域の指定……………（環境管理課） 2	
○公金の徴収に関する事務の委託……………（都市計画課） 3	
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（農村整備課） 3	
○落札者等の公告…………… 3	
人事委員会規則	
○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を 改正する規則…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 770号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570303174	訪問介護 かぐら	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目 5 - 5 コーポ山本Ⅲ B 1 02	合同会社 S. F	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目 25 番地 19 号	令和 7 年 10 月 1 日	訪問介護
4570303182	ワンウォーク指定 訪問介護事業所	宮崎県延岡市伊形 町 5216 番地 13	合同会社ハピネス	宮崎県西臼杵郡高 千穂町三田井 781 番地 4	令和 7 年 10 月 1 日	訪問介護
4570401648	介護付有料高齢者 ホーム風のグリーン ンテラス	宮崎県日南市吾田 西 3 丁目 7 番 48 号	社会福祉法人森と 風の郷	宮崎県日南市東弁 分甲 871 番地 1	令和 7 年 10 月 1 日	特定施設入居者 生活介護

宮崎県告示第 771号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和 7 年 11 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4570401648	介護付有料高齢者 ホーム風のグリーン ンテラス	宮崎県日南市吾田 西 3 丁目 7 番 48 号	社会福祉法人森と 風の郷	宮崎県日南市東弁 分甲 871 番地 1	令和 7 年 10 月 1 日	介護予防特定施 設入居者生活介 護

宮崎県告示第 772号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4571500281	株式会社プラスワ ン介護ヘルパーひ むか	宮崎県西都市右松 2503－1	株式会社プラスワ ン	宮崎県宮崎市佐土 原町下田島 20305 番地65	令和7年10月1日	訪問介護
4571900671	ヘルパーステーシ ョン めだか	宮崎県東諸県郡国 富町本庄1888番地	株式会社めだか交 通センター	宮崎県東諸県郡国 富町本庄1888番地	令和7年10月30日	訪問介護
4562190035	訪問看護ステーシ ョンひむか	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1541番地 1	特定非営利活動法 人ひむか福祉サー ビス	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1541番地 1	令和7年10月31日	訪問看護

宮崎県告示第 773号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4562190035	訪問看護ステーシ ョンひむか	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1541番地 1	特定非営利活動法 人ひむか福祉サー ビス	宮崎県東臼杵郡門 川町加草1541番地 1	令和7年10月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 774号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4552000426	みんなの広場高鍋 店	宮崎県児湯郡高鍋 町大字持田字小丸 出口1736番地 1	合同会社マルタク	宮崎市松橋一丁目 7 番 4 号	令和7年12月1日	児童発達支援、 放課後等デイサ ービス

宮崎県告示第 775号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和7年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 形質変更時要届出区域
別図のとおり（都城市早水町4457番1の一部、4461番1の一部、4461番3の一部、4468番4の一部、4494番8、4500番4及び4500番7の一部）

（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

宮崎県告示第 776号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和 7 年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
一般財団法人みやざき公園協会	宮崎市鶴島二丁目10番25号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
県立青島亜熱帯植物園使用料
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年11月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 7 年11月 1 日
- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和 7 年11月 1 日から令和11年 3 月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、大和地区芝原・宮ヶ平南換地区県営土地改良事業（新富町、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年11月17日から令和 7 年12月16日まで
- 3 縦覧場所
新富町役場農地管理課内
- 4 その他
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年11月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
次世代セキュリティ運用システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部デジタル推進課ネットワーク担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 9 月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
宮崎県宮崎市橘通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
368,023,920円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 8 月28日

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年11月17日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第27号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第20号（その1）（第26条関係） （表面） [略] 職員の退職手当に関する条例 第12条第1項 の規定により、 第14条第1項 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。	様式第20号（その1）（第26条関係） （表面） [略] 職員の退職手当に関する条例 第12条第1項 の規定により、 第14条第1項 一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第20号（その2）（第26条関係）
（表面）

[略]

職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 の規定により、
第14条第2項

一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第21号（その1）（第27条関係）
（表面）

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第20号（その2）（第26条関係）
（表面）

[略]

職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 の規定により、
第14条第2項

一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第21号（その1）（第27条関係）
（表面）

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第21号（その2）（第27条関係）
（表面）

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第21号（その3）（第27条関係）
（表面）

[略]

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁判があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁判の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第21号（その2）（第27条関係）
（表面）

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁判があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁判の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

（裏面）

[略]

[略]

様式第21号（その3）（第27条関係）
（表面）

[略]

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

〔略〕

（裏面）

〔略〕

〔略〕

様式第21号（その4）（第27条関係）

（表面）

〔略〕

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

〔略〕

（裏面）

〔略〕

〔略〕

様式第22号（その1）（第28条関係）

職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

〔略〕

（裏面）

〔略〕

〔略〕

様式第21号（その4）（第27条関係）

（表面）

〔略〕

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（１）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（２））提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

〔略〕

（裏面）

〔略〕

〔略〕

様式第22号（その1）（第28条関係）

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第22号（その2）（第28条関係）

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 の規定により、
第16条第1項
既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第22号（その2）（第28条関係）

(表面)

[略]

職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 の規定により、
第16条第1項
既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

(裏面)

[略]

[略]

様式第23号（第29条関係）

（表面）

〔略〕

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

〔略〕

〔略〕

（裏面）

〔略〕

様式第24号（その1）（第30条関係）

（表面）

〔略〕

第17条第1項

職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定により、
第17条第3項

退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

〔略〕

〔略〕

（裏面）

〔略〕

〔略〕

様式第24号（その2）（第30条関係）

（表面）

〔略〕

第17条第4項

様式第23号（第29条関係）

（表面）

〔略〕

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

〔略〕

〔略〕

（裏面）

〔略〕

様式第24号（その1）（第30条関係）

（表面）

〔略〕

第17条第1項

職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定により、
第17条第3項

退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

〔略〕

〔略〕

（裏面）

〔略〕

〔略〕

様式第24号（その2）（第30条関係）

（表面）

〔略〕

第17条第4項

職員の退職手当に関する条例 第17条第5項 の規定により、

退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

（裏面）

[略]

[略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年11月17日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

職員の退職手当に関する条例 第17条第5項 の規定により、

退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮崎県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があったことを知った日から6か月以内に宮崎県を被告として（被告を代表する者は（※））提起することができる（なお、この命令があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

[略]

[略]

（裏面）

[略]

[略]

--	--